

令和2年度及び令和3年度

## 入札参加資格審査申請要領

[建設工事]

令和2・3年度において、田原市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加を希望される方は、本要領により「田原市」を申請先の団体として「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」を用いて申請してください。

田 原 市

## 令和2・3年度 入札参加資格審査申請要領【建設工事】

田原市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。

入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CAL/EC）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

#### (1) あいち電子調達共同システム（CAL/EC）参加自治体に共通する要件

- ① 入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。
- ② 入札参加の資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

#### (ア) 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、平成30年7月1日から令和元年6月30日までの間にあるもの。

ただし、令和元年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

#### (イ) 「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。

- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第32条第1項各号に掲げる者  
(指名競争入札の参加者の資格)  
第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- ④ 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと(ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。)

【国税】

**法人の方** 法人税、消費税及び地方消費税

**個人の方** 申告所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

**法人の方** 法人県民税、法人事業税(特別法人事業税、地方法人特別税を含む)及び自動車税種別割

**個人の方** 個人事業税及び自動車税種別割

- (2) 田原市が独自に設定する要件

- ① 次に掲げる田原市税が未納でないこと(ただし、田原市に納税義務がある事業者に限る。)

法人の方 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税種別割

個人の方 市民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税

- ② 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。(適用除外である事業者を除く。)

## 2 入札参加資格申請の方法

- (1) 入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

(ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>)

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書／チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」及び「参考資料」ー「入札参加資格申請の手引き」

- (2) 入札参加資格申請については、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店(建設業法上の主たる営業所)の代表者名義のICカードで行ってください。

- (3) 本店（建設業法上の主たる営業所）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可申請の手引きを参照してください。）。

- (4) 入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び後記「申請上の注意点」に従ってください。

- (5) 入札参加資格申請データを送信後、速やかに後記「4 別送書類」（1）で示す別送書類を送付してください。

- (6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「4 別送書類」（3）に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

### 3 受付期間

- (1) 定時受付

令和2年1月6日（月）から令和2年2月17日（月）まで

平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

- (2) 随時受付

令和2年4月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで

平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

### 4 別送書類

入札参加資格申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(1)に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、(2)に記載する提出期日までに郵送してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より3か月以内のものに限ります（鮮明であれば写し可）。

(1) 提出する書類等

① あいち電子調達共同システム (CALs/EC) に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体 (以下「代表審査自治体」という。) が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘要	
納税証明書 (国税)	代表審査自治体 が田原市の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の方「その3の3」</li> <li>・個人の方「その3の2」</li> </ul> (本店所在地を管轄する税務署 (窓口又はオンライン) で交付を受けることができます。)
	代表審査自治体 が田原市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 (県税)	代表審査自治体 が愛知県の場合	提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。 ※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体 が田原市の場合	以下のいずれかの書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県県税事務所が発行した納税証明書 (未納税額がないこと用)</li> <li>・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」</li> </ul> 【参考】ポータルサイト (操作手引書/チュートリアル) - 「参考資料」 - 「入札参加資格申請の手引き」 - 「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体 がその他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

② 田原市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
滞納のない 証明書  (田原市税)	田原市に納税義務がある場合	田原市が発行した「滞納のない証明書」を(3)の提出先に郵送してください。
	田原市に納税義務がない場合	上記の書類の提出は不要ですが、代表審査自治体が田原市でない場合は、「別送書類送付書」のみ(3)の提出先に郵送してください。
健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方	以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金事務所発行の「健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書」の写し</li> <li>・直近1月分の社会保険料の領収書の写し</li> <li>・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し</li> <li>・標準報酬月額決定通知書の写し</li> <li>・社会保険料納入証明書の写し</li> <li>・健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(納入実績がない場合)</li> <li>・届出の義務がない場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書(様式2)</li> </ul>

雇用保険に加入していることが確認できる書類	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている方	以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共職業安定所発行の「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し</li> <li>・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）</li> <li>・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し</li> <li>・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書の写し</li> <li>・届出の義務がない場合は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書（様式2）</li> </ul>

なお、田原市以外の申請先自治体が必要とする別送書類は、入札参加資格申請の入力内容を送信後の到達確認画面または操作手引書（ポータルサイト掲載）で確認できます。）

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4. 1 建設工事」

(2) 提出期日

① 定時受付

入札参加資格申請データの送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和2年2月25日（火）必着。

② 随時受付

入札参加資格申請データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、データ送信日から7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

**【注意】**

入札参加資格申請データを入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認したうえで、送信してください。特に定時受付期間中は、令和2・3年度定時受付及び平成30・31年度随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3) 提出先

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 総務部 財政課

**5 入札参加の資格審査**

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

**6 入札参加の資格審査（格付）状況照会**

あいち電子調達共同システム（CAL/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「6. 1 申請状況照会」

別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。入札参加資格申請データ送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）

**7 入札参加の資格審査（格付）結果**

あいち電子調達共同システム（CAL/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「11. 1 格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、令和2年3月末までに審査終了のメールが送信される予定で、令和2年4月1日（金）から格付結果の参照が可能です。



## 8 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和2年4月1日（水））から令和4年3月31日（木）まで有効とします。

ただし、令和4年4月1日（金）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前に入札参加資格は、その効力を有します。

## 9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

## 10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

## 11 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、次のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る入札参加資格申請データ送信後の変更は、令和2年4月1日（水）以降に受付を行います。

(1) 申請方法及び別送書類（各種証明書等）について

登録内容の変更について

次表に基づき、あいち電子調達システム（CALIS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要な事項を入力し、送信してください。

（ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>）

※ 以下の項目については手続きにご注意ください。

〈次表変更事項⑧〉

あいち電子調達システム（CALIS/EC）では申請できません。（４）に記載する提出先に郵送により提出してください。

〈次表変更事項⑨～⑪〉

（４）に記載する提出先に、変更等届（別紙様式３）に必要事項を記載し、添付書類と併せて持参してください。その後、電子調達システム（CALIS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

（２） 提出期日

入札参加資格申請の入力内容の送信日から 7 日以内必着。

※ 提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

（３） 提出先

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 総務部 財政課

変更等事項	添付書類（別送書類）
1 商号又は名称（支店営業所を含む）	なし
2 所在地、郵便番号又は電話番号（支店営業所を含む）	なし
3 建設業許可（業種追加を除く）に関する事項	なし
4 業種追加に関する事項	なし
5 登録等に関する事項	なし
6 資本金（法人のみ）	なし
7 本店（建設業法上の主たる営業所） 代表者の職名又は氏名	なし ※1 代表者氏名が変わる場合は、別に IC カードの変更・登録が必要です。
8 契約を締結する営業所代表者の職名 又は氏名	なし ※1 契約を締結する営業所代表者氏名 が変わる場合は、別に IC カードの変 更・登録が必要です。
9 電話番号、FAX 番号又は E メールア ドレス	なし

10 廃業又は取下げ	なし
11 個人から法人への組織変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し</li> <li>・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・個人廃業時及び法人の経營業務の管理責任者証明書の写し</li> <li>・法人の建設業許可申請書（別表を含む）の写し</li> <li>・法人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し</li> </ul>
12 合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）</li> <li>・合併・営業権譲渡等契約書の写し</li> <li>・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し</li> </ul>
13 相続による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続関係を証する書面（戸籍謄本等）</li> <li>・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等）</li> <li>・相続人の建設業許可申請書の写し</li> <li>・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し</li> </ul>

※1 ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照し、速やかに手続きを行ってください。

なお、旧代表者名義のICカードは使用できません。旧代表者名義のICカードを使用した場合、指名停止措置等の対象となる場合があります。

【参考】ポータルサイト（利用規約）－「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約」－「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」

※2 変更事項11～13は、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していた

だく場合や来庁していただく場合があります。

## 12 その他

- (1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、入札参加停止措置や入札参加資格の取消の対象となる場合があります。
- (2) 入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行ってください。  
また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。  
経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。  
愛知県内に主たる営業所のある方は、愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課建設業第二グループへお問い合わせください。（電話番号：052-954-6503）  
また、建設業許可の更新（5年ごと）についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

## 13 問い合わせ先

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市役所 総務部 財政課

TEL (0531) 23-3505 (直通)

FAX (0531) 23-0180

Eメール kensa@city.tahara.aichi.jp

ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

## 【入札参加資格申請上の注意点について】

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

あいち電子調達共同システム (CALS/EC)

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「5. 1 建設工事新規申請」

### 1 申請者情報入力

#### (1) 建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、**特定建設業許可**の番号を入力してください。

#### (2) 経営事項審査基準日

- ① 入札参加資格申請データ送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、経営事項審査の総合評定値通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」→「8. 1 補正申請」

#### 【補正申請が必要な例】

- ① 「建設業許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。  
→ 許可番号の入力が正しいか確認してください。
- ② 「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。  
→ 審査基準日の入力が正しいか確認してください。  
(※定時受付の場合は、審査基準日が平成30年7月1日から令和元年6月30日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。)
- ③ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(3)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。  
→ 経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。
- ④ 「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(4) でチェッ

クした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

② 次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

ア 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合

イ 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

**【参考】◆ 管理自治体の決定方法について**

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「3. 1 管理自治体とは」

**◆ 補正申請や申請状況照会の操作について**

ポータルサイトー〈操作手引書/チュートリアル〉ー「操作手引書」ー「入札参加資格申請」ー「6. 1 申請状況照会」

③ 定時受付において、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を令和元年7月1日以降で入力することとなります。入札参加資格申請データ送信後に、管理自治体に連絡してください。

ア 令和元年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合

イ 決算期の変更により、審査基準日を平成30年7月1日から令和元年6月30日の期間内とする経審を受審していない場合（ただし、令和元年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

ウ 令和元年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は平成30年7月1日から令和元年6月30日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合（ただし、令和元年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

エ 令和元年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査で、令和元年6月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。（ただし、令和元年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

(3) 申請者情報

① 所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。  
名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力してください。

② 商号又は名称 (フリガナ)

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

③ 商号又は名称 (漢字)

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

④ 代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名\_(役職)」は空欄にしてください。

⑤ 連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

(4) 申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、入札参加資格申請の内容の送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず入札参加資格申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請データ送信を行ってください。

## 2 契約営業所入力

### (1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。

(例)

愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」は選択できません。「住所」に市区町村名から入力してください。

### (2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、令和2年4月1日から入札参加資格の有効期限（令和4年3月31日）までとします。

### (3) 契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ1(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

### (4) 資格審査を希望する業種

別表1『発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）』、別表2『「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種の略号」』及び別表3『専門工事を希望する業種の略号』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。

なお、田原市においては、別表3の専門工事業種の登録は行っておりません。

また、入札参加の資格審査を希望する業種は、1(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

## 3 共通情報入力

### (1) 資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。



(2) 営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（1年未満端数は切り捨て）。

(3) 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、半角「0」8桁を入力してください。

**照会先** 建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

(4) 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、半角「0」8桁を入力してください。

**照会先** 建設業退職金共済事業本部愛知県支部【電話052-243-0871】

(5) ISO認証取得状況

入札参加資格申請時において、「ISO9001」「ISO14001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム（CALS/EC）上の制限から認証番号が入力できない場合は、半角「0」8桁を入力してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、田原市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

(6) 常勤職員数

入札参加資格申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること

等)を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外(兼業部門等)の職員及び常勤役員を指します。

(7) 有資格者技術職員数等

① 入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇は、上位のもののみを入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

(8) 監理技術者資格者証所持者数

① 入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

② 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

## 4 個別情報入力

(1) 障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第7項に規定する報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で、障害者(障害者雇用率算定上の障害者の範囲に該当する者に限る)を雇用している場合は、「達成」を選択し、雇用していない場合は、「未達成」を選択してください。

(2) 労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択し、加入していない場合は、「未加入」を選択してください。

(3) 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む)のみ「国名」に外国名を入力し、「(比率〇〇%)」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「(2)の日本国籍会社(比率100%)」は、100%外国資本の会社を指し、「(3)日本国籍会社(〇〇%)」は、一部外国資本の会社を指します。

(4) 適格組合証明

官公需の中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(5) グループ経審

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通省が企業集団として認定した建設業者に係る経営事項審査(グループ経審)の認定を受けている場合は、「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」の通知年月日、企業集団に属する企業の商号又は名称及び建設業の許可番号を入力してください。

(6) 専門工事实績内容

田原市への入札参加資格申請においては、入力不要です。画面上部に表示されている自治体が必要としている情報ですので、内容は、表示されている自治体に問い合わせてください。

(7) 国税、愛知県税及び田原市税の未納がないことの確認

要領1(1)エ及び要領1(2)①の国税、愛知県税及び田原市税の未納がない場合は、「はい」を選択し、未納がある場合は、「いいえ」を選択してください。

なお、愛知県及び田原市に納税義務のない方は、「はい」を選択してください。

(8) 納税状況の確認についての同意

要領1(2)①の田原市税について、田原市が申請者の納税状況を確認することについて同意する場合、もしくは田原市に納税等義務のない方は、「はい」を選択してください。課税番号は田原市への納税等義務の有無に関らず半角「0」9桁を入力してください。

(9) 申請先自治体との指名・契約実績

入札参加資格審査を希望する業種について、入札参加資格申請日からさかのぼって2年以内に、田原市から指名通知を受けた実績及び契約実績がある場合は、「有」を選択し、ない場合は、「無」を選択してください。

別表1 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （プレストレストコンクリート構造物工事の場合、専門工事の申請が必要）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事業
16	建築物除去工事	解体工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業

24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレスト構造物コンクリート(PC)	プ
とび・土工工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鋳工事 遮音壁工事 法面保護工事	標 防 視 反 鋳 遮 法
塗装工事業	路面標示工事	路

様式1

## 愛知県税の納税義務がないことの申出書

次の愛知県税について納税義務はありません。

- ・法人事業者の場合：「法人県民税」「法人事業税」及び「自動車税種別割」
- ・個人事業者の場合：「個人事業税」及び「自動車税種別割」

田原市長 殿

令和 年 月 日

所在地

---

商号又は名称

---

代表者役職・氏名

---

様式 2

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書

令和 年 月 日

田原市長 殿

住所  
氏名  
(名称及び代表者名)

下記理由により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことを申出します。

健康保険及び厚生年金保険

- 従業員が 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員が 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

雇用保険

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以降において新たに雇用したものであるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

有効期間：令和 4 年 3 月 31 日まで

様式2別表 雇用保険の被保険者となる者・ならない者の具体例

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者 (パートタイマー) 派遣労働者	<p><b>正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。</b></p> <p>① <b>1週間の所定労働時間が20時間以上</b>であること。</p> <p>② <b>31日以上</b>の雇用見込みがあること。</p>	<p>左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。</p>
学生・生徒	<p>昼間学生であっても、次に掲げる方は被保険者となります。</p> <p>① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。</p> <p>② 休学中の方（この場合、その事実を証明する文書が必要となります）</p> <p>③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。</p> <p>④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる方。 (この場合、その事実を証明する文書が必要となります)</p>	<p>学生・生徒等で、通信教育を受けている者・大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者（左記①から④に該当する者は除く。）については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。</p>
法人の取締役及び合名会社等の社員、監査役、協同組合等の社団又は財団の役員等	<p>法人の役員は原則として被保険者となりません。</p> <p>しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している（＝兼務役員）場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合</p>	<p>左記の区分に記載された法人等（以下「法人等」という。）の代表者（会長・代表取締役社長・代表社員等）は被保険者となりません。</p> <p><b>また、法人等の役員等（取締役・執行役員・監査役等）についても、原則として被保険者となりません。</b></p>



	に限り、被保険者となります。（この場合、就業規則・登記事項証明書・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります。）	
2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者となりません。（二重の資格取得はできません）。
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者となりません。
在日外国人	<p>日本国に在住し、合法的に就労する外国人は、国籍（無国籍を含む。）のいかんを問わず被保険者となります。</p> <p>また、外国人技能実習生として受け入れられ、技能等の修得をする活動を行う場合には、受入先の事業主と雇用関係にあるので、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生（昼間学生）は被保険者となりません。</p> <p>外国人技能実習生のうち、入国当初に雇用契約に基づかない講習（座学（見学を含む）により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。）が行われる場合には、当該講習期間中は受入先の事業主と雇用関係にないので、被保険者となりません。</p>
事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p>

	<p>であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。</p> <p>（この場合、登記事項証明書、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。）</p>	<p>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p>
国外で就労する者	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	<p>海外で現地採用される者は、被保険者となりません。</p>
船員	<p>船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわらず被保険者となります。</p> <p>船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。</p>	<p>船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く。）は、被保険者となりません。</p>

公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者となりません。
生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	職務の内容やサービスの態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。	雇用関係が明確に存在していない場合、被保険者となりません。
在宅勤務者 ※労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者	事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。 ① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。 （この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。）	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。

(参考) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり (平成30年9月)」